



X4	X5
Y4	Y5
Z4	Z5

- 凡例
- 都市機能誘導区域
 - 居住誘導区域

誘導施設

- 【都心地区】**
- 医療施設**
 (地域医療支援病院)
 ・医療法第4条1に規定される地域医療支援病院
- 総合福祉センター**
 ・松山市総合福祉センター条例(平成27年条例第16号)に規定される総合福祉センター
- 商業施設(スーパー・百貨店等)**
 ・以下の産業分類に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
 □ 日本標準産業分類(総務省: N25. 10&IT)の小分類のうち、
 561 「百貨店、総合スーパー」
 569 「その他の各種食品小売業」
 581 「各種食品小売業」
 582 「野菜・果実小売業」
 583 「畜肉小売業」
 584 「鮮魚小売業」
- 商業施設(温浴施設)**
 ・松山市温浴事業施設の設置及び管理に関する条例(平成17年条例第1号)に規定される公衆浴場
- 教育施設(大学・短大・専修学校)**
 ・学校教育法第1条に規定される大学
 ・ " 第13条に規定される専修学校
 ・ " 第134条に規定される各種学校
- 文化施設(図書館・美術館・博物館等)**
 ・図書館法第2条第1項に規定される図書館
 ・博物館法第1条第1項、同法第29条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設
- 文化施設(ホール)**
 ・客席数1,000以上を有する多目的ホール

- 【その他地区】**
- 商業施設(スーパー・百貨店等)**
 ・以下の産業分類に該当する延床面積3,000㎡を超える商業施設
 □ 日本標準産業分類(総務省: N25. 10&IT)の小分類のうち、
 561 「百貨店、総合スーパー」
 569 「その他の各種食品小売業」
 581 「各種食品小売業」
 582 「野菜・果実小売業」
 583 「畜肉小売業」
 584 「鮮魚小売業」
- 教育施設(大学・短大・専修学校)**
 ・学校教育法第1条に規定される大学
 ・ " 第13条に規定される専修学校
 ・ " 第134条に規定される各種学校
- 文化施設(図書館・美術館・博物館等)**
 ・図書館法第2条第1項に規定される図書館
 ・博物館法第7条第1項、同法第29条に規定される美術館・博物館、博物館相当施設
- 文化施設(ホール)**
 ・客席数1,000以上を有する多目的ホール

【誘導区域と災害ハザード】
 ・誘導区域には、土砂災害警戒区域や洪水・内水・津波による浸水想定区域を含んでいます。
 ・災害ハザードの詳細は、「防災マップ」、「防災マップ」、「まつやま内水ハザードマップ」、「まつやま内水ハザードマップ」、愛媛県HPなどでご確認ください。

